

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和2年12月7日

横浜市契約事務受任者  
環境創造局長 小林 正幸

1 契約の概要

高田ポンプ場No. 10自家発用ディーゼル機関緊急措置工事

2 履行（納品）場所

港北区高田西一丁目8番7号

3 契約日

令和2年7月8日

4 履行日又は履行期間

令和2年7月8日から令和2年11月30日

5 契約金額

¥65,952,436. - (うち取引に係る消費税額¥5,995,676. -)

6 契約の相手方（名称及び所在）

ダイハツディーゼル株式会社 東京支社 執行役員東京支社長 花牟禮 隆  
東京都中央区日本橋本町二丁目2番10号

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

No. 10自家発用ディーゼル機関の故障により、機関内部に大量の水が混入し運転不能となつたため、雨水排水を行うための電源を確保することができず、排水区域が浸水し市民生活に多大な影響を及ぼす恐れがあるため、緊急に対応する必要がありました。

8 契約の相手方の選定理由

当該機器は、ダイハツディーゼル株式会社が独自の技術を用いて設計、製作及び据付を行つたもので、同社の特殊部品が用いられており、同社でなければ交換部品を手配することができません。また施工においても、仮に当該機器の仕様や機能を熟知していない者が施工した場合、知識・技術の不足による施工不良により性能を確保することができないだけでなく、振動や過負荷等の不具合が発生してディーゼル機関が運転不能になる恐れがあり、同社の熟練技術者でなければ当該機器の整備を行うことはできません。

したがつて、当該機器の仕様や機能等を十分に把握し、施工が唯一可能なダイハツディーゼル株式会社と随意契約いたしました。

9 所管課

環境創造局 下水道施設部 北部第一水再生センター